



グループ会社だと「専ら派遣」に当たりますか

子会社である派遣会社が、その親会社にだけ「専ら派遣」^{もっぱ}をすることは禁止されていると聞きます。たとえば、グループ会社数社を対象に派遣を実施する場合も、専ら派遣に該当するのでしょうか。違反すると、どのような罰が科せられるのでしょうか。

いわゆる「専ら派遣」については、規制がかけられています。まず、一般労働者派遣事業を開始する事業主は厚生労働大臣の許可を受ける必要がありますが、その許可基準（派遣法第7条第1号）に「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的とするものでないこと」が挙げられています。相手が特定されていれば、派遣先がグループ会社数社であっても専ら派遣とみなされ、許可そのものが認められません。



次に、派遣法第48条第2項では、専ら派遣が行われている場合には、派遣元に勧告することができることが定められています。不特定多数を派遣先とする建前でも、実態として①新規顧客を獲得するために宣伝・広告を行っていないなど努力が客観的に認められない場合、又は②定款等に当該事業の目的が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供する旨の記載等が行われている場合、又は③労働者派遣の役務の提供を受けようとする者からの依頼に関し、特定の者以外からのものについては、正当な理由なくすべて拒否している場合には「専ら派遣」と判断されます（労働者派遣事業関係業務取扱要領（以下「派遣業務取扱要領」という））。

ただし、「当該労働者派遣事業を行う派遣元が雇用する派遣労働者のうち10分の3以上が60歳以上の者（他の事業主の事業所を60歳以上の定年により退職した後雇い入れた者に限る）である」場合は、勧告等の対象外です（派遣法施行規則第1条の3）。

また、「当該労働者派遣を行う派遣元が雇用する派遣労働者」とは、「専ら労働者派遣の役務の提供を特定の者に提供することを目的として労働者派遣事業を行う事業所において雇用する派遣労働者であり、当該派遣元が他の事業所で労働者派遣を行っている場合に、当該他の事業所の派遣労働者は含まないものになります。

なお、「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものでないこと」を許可条件として付していることから、違反した場合は許可の取消し・事業停止命令の対象となるものです。